

16監査公表第16号

地方自治法第199条第12項の規定により，監査結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成16年9月6日

福岡市監査委員 浜 地 輝 一  
同 星 野 美恵子  
同 高 橋 宏 和  
同 上 野 寛

[ 監査結果に対する措置通知文 ]

総行第314号  
平成16年8月9日

福岡市監査委員 浜 地 輝 一 様  
同 星 野 美恵子 様  
同 高 橋 宏 和 様  
同 上 野 寛 様

福岡市長 山 崎 広太郎

出資団体及び財政援助団体の監査結果に関する措置について（通知）

出資及び財政援助の監査について，監査結果に関し講じた措置を下記のとおり地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知します。

記

1 監査報告と措置の件数

16監査公表第2号（平成16年2月2日付 福岡市公報第5137号（別冊2）公表）分  
・・・・・・・・・・16件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

1 財団法人福岡国際交流協会

指摘事項

ア 会計経理事務について注意を求めるもの

公益法人の会計は、計算書類によって、必要な会計事実を明瞭に表示しなければならない。しかしながら、当該財団においては、引当金に該当しないものを引当金としたため、正味財産が適正に表示されない等、事実と異なる計算書類が作成、報告されていた。

今後、会計経理事務については十分に注意されたい。

【講じた措置】

引当金に係る会計経理事務については、財団法人福岡国際交流協会に対し、適切な対応を求めた。

なお、当協会においては、平成15年度決算より「国際交流基金引当金」、「福岡・NZオークランド青少年交流引当金」、「ユニバーシアード市民の会記念奨学金引当金」及び「校区助成引当金」の計上は行わないこととし、適正な計算書類を作成することとされた。

指摘事項

イ 賃貸借契約に係る経費の支出事務について注意を求めるもの

事業の執行に必要な経費の支出に当たっては、支出の妥当性について十分考慮されなければならない。しかしながら、賃貸借契約を行っている会計ソフトが使いにくいとの理由により期間満了前に新たな会計ソフトを導入したため、ソフトの賃貸借料が二重に発生しており、経済性の観点からは不適切な支出であった。

今後、賃貸借契約に係る支出事務については十分に注意されたい。

【講じた措置】

賃貸借契約に係る支出事務に関する指摘については、今後、事業の執行に必要な経費の支出にあたって、経済性・効率性の観点からその妥当性について十分考慮するよう、財団法人国際交流協会に対し、指導を行った。

2 財団法人福岡観光コンベンションビューロー

指摘事項

ア 会計経理事務について適正な事務処理を求めるもの

公益法人は、原則として公益法人会計基準に従い、適正な会計処理がなされなければならない。しかしながら、会計経理事務において、次のような事例が認められた。

会計経理事務の適正を期されたい。

- (ア) 財団の会計帳簿については、経理規程に基づき主要簿及び補助簿を作成し備え付けなければならないが、主要簿である総勘定元帳の平成15年度分について、会計システムには入力されていたが、帳簿が備え付けられていなかった。

【講じた措置】

財団法人福岡観光コンベンションビューローにおける会計帳簿（主要簿及び補助簿）については、同財団に対し、経理規程に則った事務処理を行うよう文書により要請した。

なお、同財団においては、主要簿が月末毎に打ち出し備え付けることとされた。

指摘事項

- (イ) 現金取扱員の任命がなされていない職員が現金を取り扱っていた。また、収納した現金について現金出納簿が作成されておらず、日々の管理が不十分であった。

【講じた措置】

財団法人福岡観光コンベンションビューローにおける現金出納事務については、同財団に対し経理規定に則った事務処理を行うよう文書により要請した。

なお、同財団においては、各部毎に現金取扱員を任命するとともに、現金出納簿を作成し、適正に記載されるよう周知徹底が行われた。

指摘事項

- (ウ) にぎわいプラザにおける物品販売については、各製造業者等との委託販売契約により行っているため、収入は販売手数料を計上すべきところ、販売収入を計上していた。このため、平成14年度計算書類が適正に表示されていなかった。

【講じた措置】

財団法人福岡観光コンベンションビューローにおけるにぎわいプラザの物品販売に係る会計処理については、同財団に対し、適正な事務処理を行うよう文書により要請した。

なお、同財団においては、収入として販売手数料を計上するように改められた。

指摘事項

- (E) 平成14年度決算において計上が漏れていた未収金について、平成15年度に入金があった際、平成15年度の過年度損益修正益として処理しなければならないところ、誤って未払金として処理を行っていた。

【講じた措置】

財団法人福岡観光コンベンションビューローにおける会計事務処理については、同財団に対し、適正な事務処理を行うよう文書により要請した。

なお、同財団においては、会計事務処理については、公益法人会計基準及び関係規程等に基づき適正に処理するよう、職場研修を実施し周知徹底が行われた。

指摘事項

- イ 自動車借上について注意を求めるもの

タクシーチケット（U F Jカード）の管理については適切に行われなければならない。しかしながら、チケットを個人に交付する際、20枚綴りであるカード1冊を交付していた。また、平成14年度のタクシー使用について、公共交通機関の利便性が良いにもかかわらずタクシー使用が見受けられた。

タクシーチケットは金券であり、管理、使用に当たっては適切に行われたい。

【講じた措置】

財団法人福岡観光コンベンションビューローにおけるタクシーチケットの管理については、同財団に対し、適正な管理、使用を行うよう文書により要請した。

なお、同財団においては、タクシーチケットの交付方法については、必要の都度渡すように改められるとともに、職員に対し書面により適正な使用を行うよう周知徹底が行われた。

#### 指摘事項

##### ウ 委託契約事務について注意を求めるもの

予定価格については、厳格な秘密保持及び公正性が要求される。平成15年度「にぎわいプラザ」管理業務運営委託の契約事務は、指名競争入札を行い契約の相手方を決定しているが、業者への現場説明書において、予定価格及び最低制限価格の事前明示を行っており、事前明示の必要性が認められなかった。

当該事業は市補助金で実施されていることを考慮し、今後、委託契約の事務処理については十分注意されたい。

##### 【講じた措置】

財団法人福岡観光コンベンションビューローにおける委託契約の事務処理について、同財団に対し適正に行うよう文書により要請した。

なお、同財団においては、平成16年度の契約については、最低制限価格の事前明示をとりやめられた。今後は福岡市財政局契約課とも協議しながら検討していくこととしている。

#### 指摘事項

##### エ 物品管理について適正な事務処理を求めるもの

物品は、その性質、用途に応じ常に善良な管理者の注意をもって保管し、又は管理しなければならない。財団の経理規程によれば、出納員は、物品出納のつど所要の帳簿を整理しなければならないとされている。しかしながら、物品管理事務について、次のような事例が認められた。

物品管理事務に当たっては、経理規程に基づき適正な事務処理をされたい。

(ア) どんたく栈敷券、施設ガイド、カレンダー、どんたくグッズの売払用物品について、物品出納簿等による管理がなされていなかった。

##### 【講じた措置】

財団法人福岡観光コンベンションビューローにおける物品管理事務について、同財団に対し経理規程に則った事務処理を行うよう文書により要請した。

なお、同財団においては、どんたく栈敷券、施設ガイド、カレンダー、どんたくグッズの売払用物品について物品出納簿を整備し、適正な管理を行うこととされた。また、職場研修を実施し周知徹底が行われた。

#### 指摘事項

(イ) 乗車券の払出については、未使用の乗車券を職員に払出す際に出納簿への記帳が行われているだけであり、乗車券使用の管理がされていなかった。

##### 【講じた措置】

財団法人福岡観光コンベンションビューローにおける物品管理事務について、同財団に対し経理規定に則った事務処理を行うよう文書により要請した。

なお、同財団においては、乗車券出納簿への記帳を行うよう職場研修を実施し周知徹底が行われた。

#### 指摘事項

(ウ) にぎわいプラザにおいて、切手・収入印紙の出納簿が整備されていなかった。

##### 【講じた措置】

財団法人福岡観光コンベンションビューローにおける物品管理事務について、同財団に対し経理規定に則った事務処理を行うよう文書により要請した。

なお、同財団においては、切手・収入印紙について物品出納簿を整備し、適正な

管理を行うこととされた。また、職場研修を実施し周知徹底が行われた。

指摘事項

(I) にぎわいプラザ開館時配布記念品について、直ちに費消されていないにもかかわらず、出納簿による管理がなされていなかった。

【講じた措置】

財団法人福岡観光コンベンションビューローにおける物品管理事務について、同財団に対し、経理規定に則った事務処理を行うよう文書により要請した。

なお、同財団においては、開館時配布記念品について物品出納簿を整備し、適正な管理を行うこととされた。また、職場研修を実施し周知徹底が行われた。

3 財団法人福岡市交通事業振興会

指摘事項

ア 負担金の交付先団体に対し適切な指導を求めるもの

交付した負担金については、交付先団体において、適正に使用されているか調査確認し、指導する必要がある。しかしながら、平成14年度の「第67回八都市交通事業協力会連合会代表者会議開催市負担金」の交付先団体において、会議参加者が個人で負担すべき費用を支出していた。

今後、交付先団体に対し、交付目的に沿った適正な執行を行うよう指導されたい。

【講じた措置】

交通事業振興会が交付した負担金については、交付先団体における負担金の執行について十分調査を行い、交付先団体に対し、交付目的に沿った適正な執行が行われるよう指導することを要請した。

なお、交通事業振興会においては、負担金の支出について十分な調査確認を行うとともに、交付先団体に対し、交付目的に沿った適正な執行を行うよう指導が行われた。

指摘事項

イ 委託契約事務について注意を求めるもの

委託契約に係る設計金額の積算については、委託する業務の内容や量に応じたものでなければならず、また、積算の基礎となる数量の算定等については慎重に行わなければならない。しかしながら、平成14年度及び同15年度「定期乗車券等発売等業務委託」(福岡市地下鉄姪浜・西新・天神・貝塚駅定期券発売所)において、次のような事例が見受けられた。

今後、設計金額の積算については、慎重に行うとともに、契約方法について見直しの検討をされたい。

(ア) 箱崎九大前駅乗継ぎ駐車場駐車券の発売業務について、発売件数の計算を誤ったこと、また、平成15年度はさらに消費税を二重に加算したことにより、設計書の設計金額が誤ったものとなっていた。

(イ) プリントカード(15年度はマイショットカード)発売業務費用について、設計金額の算定の基礎となった発売予定枚数が、実績を大きく上回っており、当該費用については、単価契約とすべきであったと思われる。

【講じた措置】

交通事業振興会における委託契約事務の設計金額の積算については、慎重に行う

とともに契約の方法について見直しを検討するよう、交通事業振興会に対し、指導を行った。

なお、交通事業振興会においては、駐車券発売業務の設計金額の積算について徹底した精査を行い、慎重に事務処理を行うよう所属職員に対して指導が行われた。

また、プリントカード発売業務費用については、契約方法の見直しを行い、当該費用については、単価契約に改められた。

#### 4 財団法人福岡市教育振興会

##### 指摘事項

##### ア 委託契約事務について注意を求めるもの

事務事業等を委託によって行う場合は、委託業務の必要性、有効性及び経済性を十分考慮しなければならない。しかしながら、電算委託契約業務において、データ管理の必要がないと思われる奨学金返還完了者のデータ管理を行っていた。

今後、委託契約事務については十分注意されたい。

##### 【講じた措置】

財団法人福岡市教育振興会に対し、奨学金返還完了者のデータ管理の必要性を考慮し、適切な委託を行うよう口頭にて要請した。

なお、財団法人福岡市教育振興会においては、奨学金返還完了者のデータについて、磁気媒体と紙台帳で保管することとし、電算委託業務から外すことにより、契約内容の改善が図られた。